

学校番号	5001
学校名	福岡市立福翔高等学校

令和7年度 福翔高等学校いじめ防止基本方針

◆いじめ防止のための取組に係る達成目標

年度当初の研修において「いじめ防止」「いじめ対応」について全職員で確認を行う。
毎週行われるいじめ防止事務局会にて生徒の状況を確認し、学年、担任との連携を密に情報共有を行い、スピード感をもって対応を行う。

重点目標

- (1) いじめの未然防止にすべての教職員で取り組む。
- (2) 年間を通し、生徒の状況を把握するための教育相談体制の充実と情報交換・情報共有の徹底を図る。
- (3) 情報端末機器など使用に関する指導を行い、相手の立場や気持ちを尊重すると同時に自分を大切にすることができる生徒の育成を図る。

1 いじめ問題に関する基本理念

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめ防止等のための対応に係る基本方針となる事項を定め、生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくるとともに、生徒の尊厳を保持することを目的とした対策を総合的かつ効果的に推進する。

- 基本姿勢として最も大切なのは、教職員の同僚性である。教職員自身がまず、信頼ある人間関係づくりやお互いを尊重した集団としての質を高めていくこと。
- いじめがすべての生徒に関係する問題であることから、生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめ問題の防止に努めること。
- すべての生徒がいじめをおこなわず、また、いじめをはやし立てたり、認識しながらこれを放置したりすることがないようにするため、いじめ問題に関する生徒の理解を深めること。
- いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指すこと。
- いじめは決して許されないことであるが、どの学校でもどの生徒にも起こり得ることから、いじめを受けている生徒に非はないという認識に立ちつつ、いじめ問題に継続的に対応すること。
- 校内に「いじめ防止対策委員会」を置き、未然防止、早期発見・早期解決等にあたること。【構成員：校長、教頭、指導、教務主任、生徒指導主事、保健主事、人権教育担当、不登校指導担当、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、SC、SSW、通級担当、担任（必要に応じて部活動顧問、教科担任等）】（法22条に基づく）

2 未然防止，早期発見・早期解決のための具体的な取組

(1) 未然防止

ア 学業指導・特別活動・道德教育の充実

- ・共生意識，共感意識の醸成
- ・授業規律の徹底と規範意識，帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・新入生に対する生徒指導総合講座
- ・アクティブラーニング型授業を取り入れ，コミュニケーション能力を高め，自信をもたせ，生徒の主体性を育む授業づくり
- ・教師同士の相互の授業公開等で学び合いながら教師自身が日々の実践の中で
の〇ＪＴの活性化
- ・教科「情報」における情報モラル教育の充実
- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくり
- ・ボランティア活動の充実
- ・部活動指導の充実

イ 教育相談体制の充実

- ・担任，教科担任，部活動顧問等による面談
- ・スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー、養護教諭等による面談
- ・全校教育相談の実施

ウ 校内体制の確立

- ・「いじめ防止対策委員会」を設置し，日常及び緊急時に組織的に対応する。
【別紙１・２参照】

エ 人権教育の充実

- ・人権に関する知的理解及び人権感覚を育む講演会等の実施

オ 生徒会等による啓発活動

- ・生徒が生徒に働きかける運動の実施

カ 保護者等，地域との緊密な連携による迅速な状況把握・情報共有

- ・気軽に相談してもらえる相談体制を広く周知
- ・学年，学級通信等での啓発

キ 関係機関（児童相談所，警察，企業等）の協力による講演等の実施

ク 全教育活動（授業，道德教育，特別活動，部活動，行事，清掃活動等） を通した豊かな心の育成

(2) 早期発見・早期解決

ア 生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さず（教員が教室にいる時間を増やす）， 予防的な対応（積極的に生徒の中に入り，状況把握）

イ 気づきが当該教員だけに留まることがないように円滑な相談・連絡体制づくり （風通しのよい職場）

ウ 各種アンケートの実施と分析、活用（毎月）

※「8 いじめ防止のための年間計画」参照

エ 教育心理検査Σ（シグマ）（1，2年生6月）→分析・活用

オ 担任との二者面談

カ 全員個別面談

キ 校内巡視等（多くの教員の目，多くの場面）によるきめ細やかな生徒観察

ク 部活動集会，部活動顧問者会議

※分析・活用については，すべて「いじめ防止対策・教育相談委員会」において，課題を分析し，対応の方針，役割分担等を協議し，実行する。

3 関係する生徒への対応

（1）関係生徒に対する迅速な事実確認

（2）関係生徒への支援・指導

ア いじめを受けている生徒に対する支援

- ・苦痛の共感的な理解と心配や不安を取り除く対応
- ・安全，安心できる環境の確保
- ・継続的な相談支援

イ いじめを行った生徒に対する指導

- ・いじめは決して許されないという毅然とした態度
- ・相手の苦しみを理解させる指導
- ・自分の行為と自分自身を見つめさせる指導（よりよい成長を促す指導）
- ・温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導
- ・人間関係の修復とその維持を適切に実行させる指導

※必要に応じて，「出席停止」「懲戒による指導」及び関係機関（児童相談所・警察等）との連携を行う。

ウ 観衆や傍観者となった生徒に対する指導

- ・いじめを受けている生徒からすれば，自分たちの立場はいじめた側と同じであるという意識をもたせる指導
- ・いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導
- ・いじめをはやし立てたり，黙認したりする意識や行動について見つめ直す指導
- ・いじめを受けている生徒を助けることは，いじめを行っている生徒を助けることにもなるという意識をもたせる指導

※関係生徒の個人情報については，その扱いに十分留意し，適切な支援・指導を行う。

4 保護者等への対応

(1) いじめを受けた生徒の保護者等に対して

- ア 相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力で対応する決意を伝える。
- イ 共感的理解と対応を前提に、保護者等の心情や要望を十分に聴いた上で、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

(2) いじめを行なった生徒の保護者等に対して

- ア 事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
- イ 学校と家庭双方からの指導が重要であることについて認識させ、具体的な対応や今後の生活改善について話し合い、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

(3) すべての生徒・保護者等に対して

いじめ問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、学級全体の意識を変える必要がある場合、または、いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合等は、保護者会等を開催することがある。その際、個人情報の取扱いに十分留意し、適切に行う。

5 関係機関との連携

(1) 福岡市教育委員会指導部（高校教育課、教育相談課）との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

(2) 南警察署生活安全課との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

(3) 子ども総合相談センター（こども緊急支援課）との連携

- ・家庭での養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活環境の状況把握

(4) 医療機関、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

6 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載する等が「ネットいじめ」であり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者等への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者等の見守り

イ 情報教育の充実

- ・教科「情報」における情報モラル教育の充実

ウ ネット社会についての講話の実施

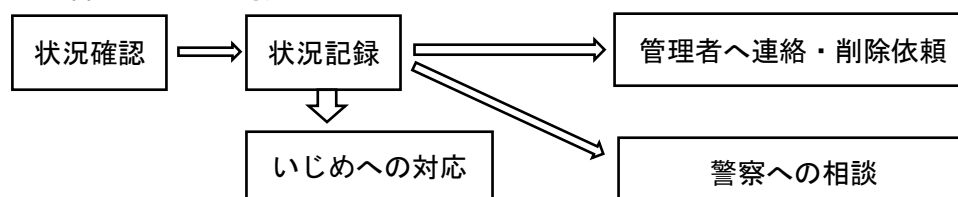
- ・生徒指導関係の講演
- ・特設人権教育授業

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは（法28条に基づく）

ア 生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障がいを負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は状況により判断

(2) 重大事態時の報告・調査協力、具体的対応

ア 問題解決への対応

- ・情報の収集と事実の整理・記録（担当者の特定）
- ・重大事態対応プロジェクトチーム編成
- ・関係保護者等、福岡市教育委員会及び警察等関係機関との連携
- ・PTA役員及び同窓会等との連携

- ・関係保護者等への対応
- ・全校生徒への指導

イ 説明責任の実行

- ・いじめを受けた生徒及びその保護者等に対する情報の提供
- ・全校保護者等への対応
- ・マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組

- ・福岡市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、さらに、支援チームの支援を得て、解決にあたる。(福岡市いじめ問題対策連絡協議会)

【参考】「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)より一部抜粋

【いじめの定義】

第二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【学校及び学校の教職員の責務】

第八条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

【保護者の責務等】

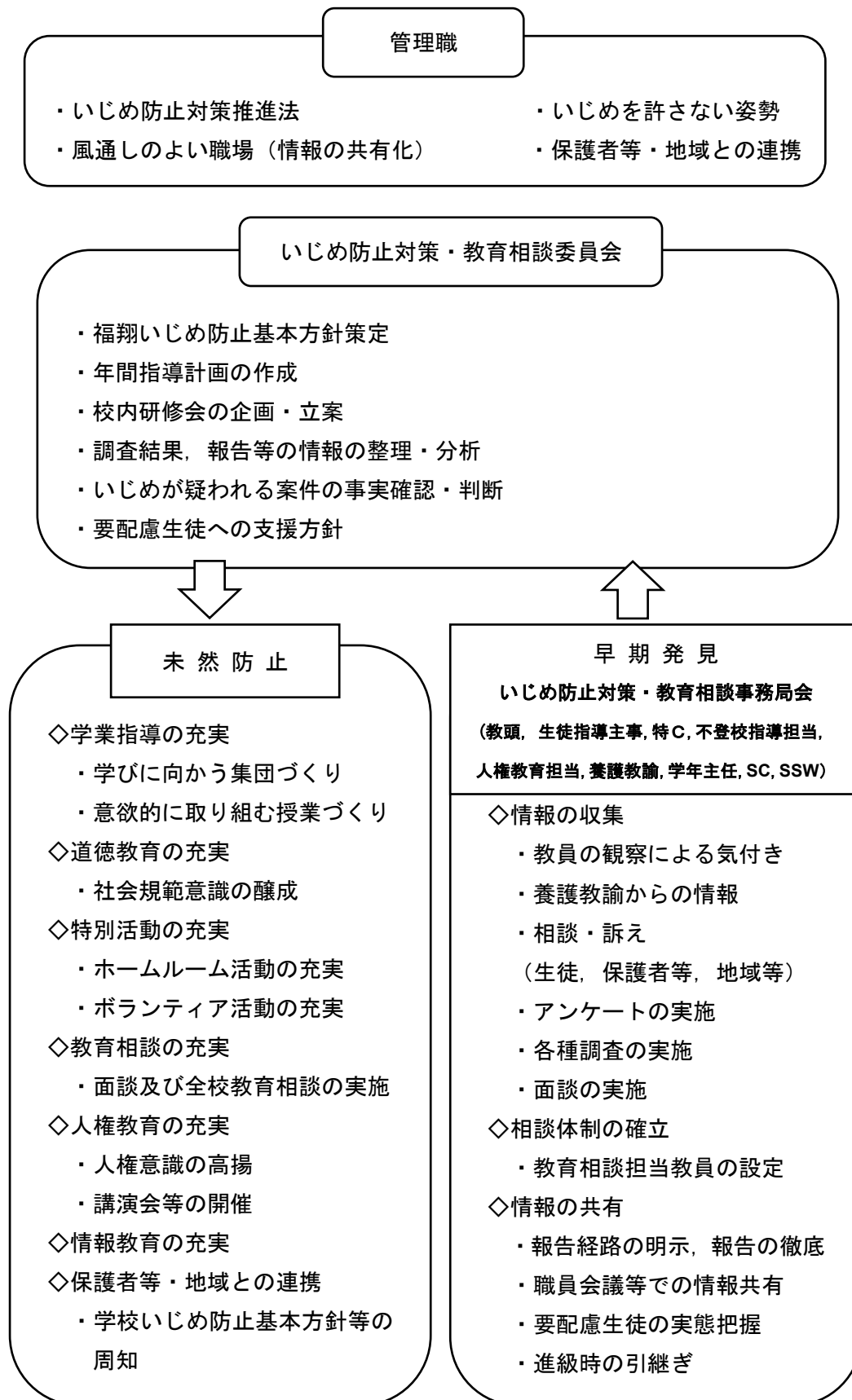
第九条

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うように努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講じるいじめ防止等のための措置に協力するように努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめ防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

【別紙 1】

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



【別紙2】 緊急時の組織的対応（いじめへの対応） R5.4.6改訂

事案の発見（生徒・教員・保護者・その他から）

※現認の場合はその場で止めさせる。

生徒指導主事

教頭

校長

いじめ防止対策・教育相談委員会

◇構成員

校長，教頭，指導，教務主任，生徒指導主事，保健主事，人権教育，教育相談，不登校指導，特別支援教育コーディネーター，学年主任，養護教諭，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，担任，その他関係教員や外部支援者

◇調査方針・方法等の決定

◇調査・事実関係の把握

いじめ認知・報告

◇指導方針の決定，指導体制の確立

指導・支援の対象と具体的な手立て

- ・ 特定（被害生徒・保護者等，加害生徒・保護者等）※懲戒
- ・ 一部（観衆，傍観者）
- ・ 全体（全校，学年，学級）

いじめ解決への指導・支援

継続指導・経過観察

◇事態収束の判断

被害生徒がいじめの解消を自覚し，関係生徒の関係が良好となっている

◇経緯の記録・保管

職員会議

保護者

市教委

福岡市
いじめ
防止対策推
進委員会

福岡市
いじめ
問題対策連
絡協議会

※重大事態等
の指導・支援

※事態は収束したがそれでも
継続した指導が必要

日常の指導
体制の充実

収束

継続

8 いじめ防止のための年間計画

月	生徒への取組	いじめ防止対策委員会		
4	・新入生アンケート(人権教育) ・外部講師講演会(ネットいじめ) ・教育相談アンケート ・生徒指導総合研修	D	・基本方針確認 ・アンケートの分析・活用 ・現状の課題を分析し対応の方針決定	P D C A
5	・教育相談アンケート	D	・現状の課題を分析し対応の方針決定	C A
6	・教育心理検査Σ(1, 2年生) ・教育相談アンケート	D	・Σの分析・活用 (・学校運営協力者会議)	C A D
7	・二者面談(人間関係を含む) ・教育相談アンケート ・特設人権教育授業	D	・面談の課題を分析し対応の方針決定	C A
8			・夏季職員研修会	C A
9	・教育相談アンケート	D	・アンケートの分析・活用	C A
10	・教育相談アンケート ・全員面談実施(個別一斉)	D	・面談の課題を分析し対応の方針決定	C A
11	・教育相談アンケート ・特設人権授業	C A	・サポーター会議	D
12	・教育相談アンケート	D	・アンケートの分析・活用	C A
1	・教育相談アンケート ・卒業生アンケート(人権教育)	D	・教育相談の報告・対応の方針決定	C A
2	・教育相談アンケート ・特設人権授業(1.2年)	C A	・サポーター会議	D
3	・教育相談アンケート	C A	・年間計画の見直し ・基本方針の付加・修正	C A P